生産性向上設備投資促進税制

KURODA

クロダの平面研削盤が当税制の「先端設備」該当機種に登録されました。

- 〇先端設備、生産ラインやオペレーションの刷新・改善のための設備投資を、<u>即時償却</u>又は<u>5%税制額控除</u>という、 異次元の優遇措置で支援。
- ○製造業のみならず、物流・流通サービス業をはじめとする非製造業も活用可能。
- ○法律上の計画認定を要しない簡便な手続き。産業競争力強化法案の施工日から前倒し適用。

対象設備

〇旧モデルと比べて年平均1%以上生産性を向上させる最新モデル



GS-45シリーズ

 (450×150)

GS-45FL II /R II /hs

GS-45HL/R

GS-45ML/R

GS-30HL



GS-PFIIシリーズ

GS-52PF II (500×200)

GS-63PF II (600×300)

GS-64PF II (600 × 400)

GS-65PF II (600×500)



GS-BMシリーズ

(450 × 150)

GS-BM3/L (-i)

GS-BMH/L (-i)

GS-BMHF/L (-i)

(対応仕様に限る)

税制措置

(注)産業競争力強化法の施工日からの適用

施工日2014年1月20日 クロダの平面研削盤については2014年4月以降の出荷分 が対象となります。(対象機種)

	H25 年度中 (注)	H26 年度	H27 年度	H28 年度
特別 償却	即時	即時	即時	50%
税制 控除	5%	5%	5%	4%

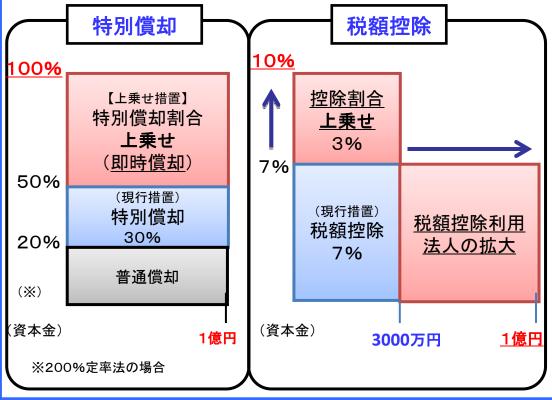
該当機種は右記税制の優遇措置が受けられます。優遇措置を受ける為には該当を証明書類が必要になりますが弊社が責任を持って発行業務を代行させていただきます。詳しい内容につきましては貴社経理担当者にご確認下さい。

中小企業投資促進税制上乗せ措置

上乗せ措置について

対象業種:ほぼ全業種

対象事業者:中小企業者(資本金1億円以下)



上乗せ措置対象設備

工作機械については日本工作機械 工業会はメーカーが 「先端設備」として 登録申請をして該当品と認められた設備。

納入設置後メーカーが工業会から証明書 の発行を受けてユーザー様にお届けします。

- ①資本金3000万円以下の法人及び個人事業主→即時償却と税額控除10%との選択適用
- ②. 資本金3000万円~1億円の法人 →即時償却と税額控除7%との選択適用

黑田精工株式会社